

内閣官房副長官補室（政策コンテスト担当）

平成 22 年 10 月 19 日

御中

(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会

消費者提言特別委員会

〒152-0031 東京都目黒区中根2-13-18

第百生命都立大学駅前ビル

電話 03-3718-4678

F A X 03-3718-4015

eメール [advisor-consultant@nacs.or.jp](mailto:advisor-consultant@nacs.or.jp)

事業番号 1401 消費者庁要望事業に対して

事業の内容：

1、身体生命に関する消費者事故の分析及び対応のための体制拡充

○事故情報の収集の一元化を標榜しての1年間であったが、情報収集に関しても、情報を提供する側からは、不満の残る消費者庁の対応であった。また、集めた情報の分析・公表においては、尚更の感であった。

○従って、情報収集・分析・消費者への注意喚起の流れをスムーズに実施し、何のための情報収集であるかという目的意識を明確にし、収集が自己目的化しないためにもしっかりと体制強化が求められる。が、その際は人員体制の強化、予算規模の増大のみならず、既存のN I T E等の機関と有機的な連携をもち、速やかな事故の分析を実施するための司令塔の役割も果たすべく機能を見直すことが重要である。税の無駄遣いを排するためにも庁全体の意識改革こそ、喫緊の課題である。

○事故情報の発信については、消費者が事故のリスクを適切に判断するための効果的な情報発信とするために、研究調査している消費者団体や専門の研究機関やNPOとも連携した体制強化が求められる。

2、悪質商法や偽装表示に関する、法執行体制の強化

○食品偽装問題、悪質商法の防止のための取り締まり強化は国民生活の安心・安全にとって必要不可欠な行政義務である。ひいては、公正な市場形成による消費生活の安定向上につながるもっとも重要な行政実務と考える。

○景品表示法を例にとるとその執行件数は従前に比し大幅に減少していることは数字の上からも明らかである(平成20年度措置排除命令52件、平成21年度同12件)。公正取引委員会から消費者庁への法移管が、改悪になってしまったのは消費者への重大な背信である。法執行強化のための人員体制の整備、予算措置を手厚くすることは必要な政策と考えるが、従前に出来得ていたことが消費者庁に移管してなぜ減

退してしまったかの洗い出しはしっかりと行なわれなければならない。また、食品表示も含む表示の適正化については基本計画の中で重要課題として挙げられているが、履行状況も不明であり、人員の配置強化・体制整備が求められる。

○特定商取引法の場合の執行件数は平成 20 年度が 141 件、平成 21 年度が 138 件、そして本年 10 月 1 日現在は 77 件と推移しているが、改正法の成果が見守ってほしいものである。なお、引き続き消費者庁と都道府県、及び各経済産業局との連携強化に努め、国民の安全・安心に寄与するための執行人員と予算措置が求められる。

### 3、悪質商法等による消費者被害の救済制度創設のための検討体制

○消費者の権利を回復し、悪質事業者を社会から退場させて、公正な市場を形成実現するためには「集団的消費者被害救済制度」を早期に創設することが重要と考える。基本計画の中でも明示されているにも拘わらず、「集合訴訟」「行政による経済的不利益賦課」「財産保全」の 3 本柱のうち、「集合訴訟」のみが緒についたばかりである。制度検討のための事務局体制を強めることが喫緊の課題であり、必要な事業である。

### 4、その他

○パラダイムの転換という鳴り物入りで発足した消費者庁であるが、その第一線で活躍すべき職員自身が初めての庁故、何をなすべきか手探りの 1 年であったとも評価される。まずは、職員の意識改革こそ優先されるべきと考え、研修制度の強化が求められる。

以上